

2018年度から2022年度までの 石油・L P ガス備蓄目標（案）について

2018年 6 月

資源エネルギー庁 資源・燃料部

1. 石油備蓄目標とは

- 石油備蓄法第4条に基づき、経済産業大臣が、毎年度、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該年度以降 **5年間の石油及び石油ガスの備蓄目標** を定めるもの。
- 定める事項は、①備蓄の数量と②新たに設置すべき貯蔵施設の数量。

石油備蓄目標の策定の流れ

石油備蓄目標
(案) の策定

経済産業大臣

諮問

答申

総合資源エネルギー調査会

付託

付託報告

資源・燃料分科会

石油備蓄目標の審議

■石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第38号)

第4条 経済産業大臣は、毎年度、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業省令で定めるところにより、当該年度以降の五年間についての石油の備蓄の目標(以下「石油備蓄目標」という。)を定めなければならない。

2 石油備蓄目標に定める事項は、石油(石油ガスを除く。)及び石油ガスについて、それぞれ次のとおりとする。

一 備蓄の数量に関する事項

二 新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項

3 経済産業大臣は、石油の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、石油備蓄目標を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、石油備蓄目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

2-1. 我が国の石油備蓄の現状

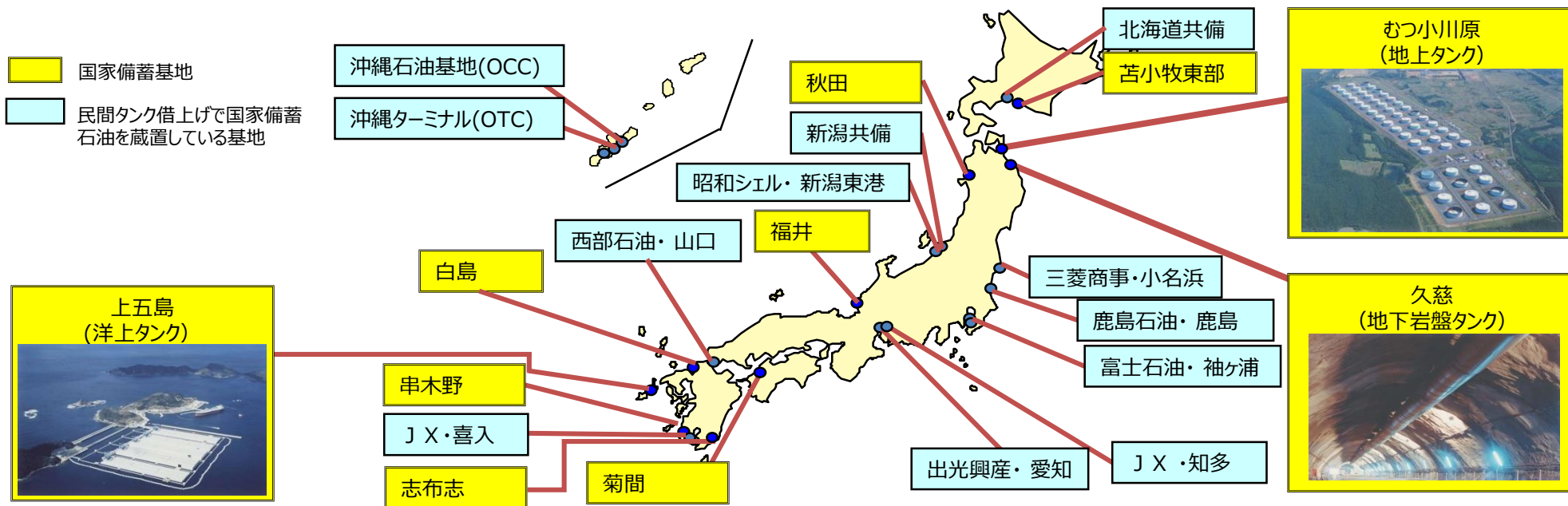
- 我が国の石油備蓄は、①国が保有する「**国家備蓄**」、②石油備蓄法に基づき石油精製業者等が義務として保有する「**民間備蓄**」、③UAE（アラブ首長国連邦）とサウジアラビアとの間で2009年以降開始した「**産油国共同備蓄**」で構成される。

- ・国家備蓄：原油4,779万kl・製品 143万kl（IEA基準：108日分、備蓄法基準：131日分）
- ・民間備蓄：原油1,393万kl・製品1,502万kl（IEA基準：65日分、備蓄法基準：79日分）
- ・産油国共同備蓄（※）：原油218万kl（IEA基準：5日分、備蓄法基準：5日分）

（2018年3月末時点）

（参考）我が国の国家備蓄石油の蔵置場所（原油）

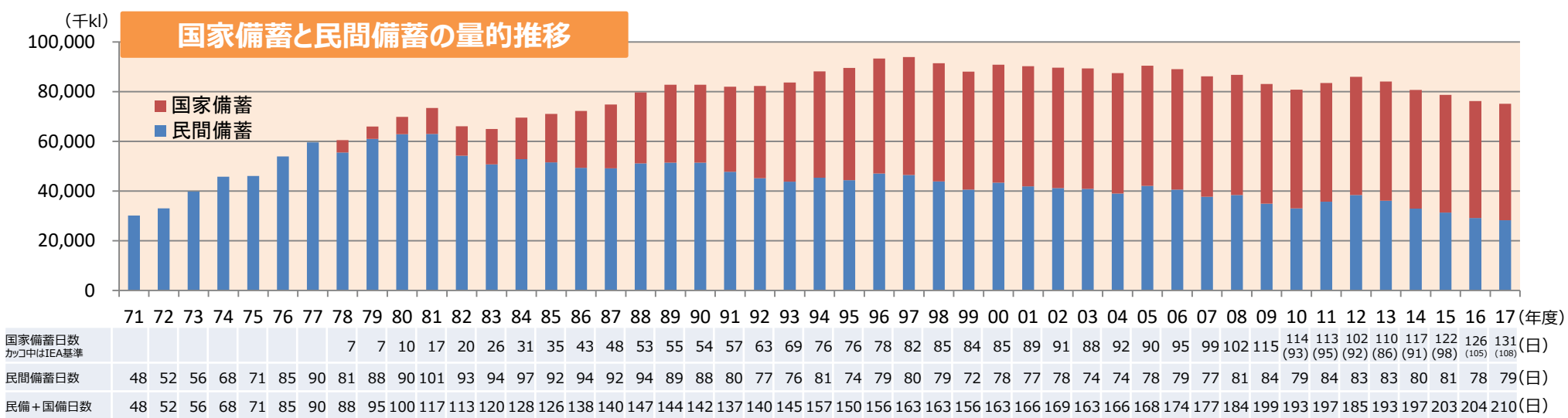
国家備蓄原油は、10箇所の国家石油備蓄基地に蔵置するほか、借り上げた民間石油タンク（製油所等）にも蔵置。



（※）産油国共同備蓄：我が国のタンクにおいて産油国国営石油会社が保有する在庫であり、危機時には我が国企業が優先供給を受けることが保証されたもの。エネルギー基本計画（平成26（2014）年閣議決定）において「第3の備蓄」と位置付けられている。

2-2. 我が国の石油備蓄の歴史

- 昭和47（1972）年：経済協力開発機構（OECD）の備蓄増強勧告を受けて、行政指導に基づく民間備蓄を開始（60日備蓄増強計画）。
- 昭和49（1974）年：オイルショックを契機として、90日備蓄増強計画を策定。国際的には同年に国際エネルギー機関（IEA）設立及びIEAによる備蓄制度開始。
- 昭和50（1975）年：石油備蓄法を制定し、民間備蓄を法的義務化（90日）。
- 昭和53（1978）年：審議会報告において、90日を超える分については国家備蓄を検討することとされ、国家備蓄を開始。
- 昭和62（1987）年：審議会報告において、国がIEA義務90日相当である5,000万KLを保有することとされ、民間備蓄は備蓄義務を90日から70日まで軽減することが適当とされた。
- 平成5（1993）年：民間備蓄は70日まで縮減。以降、同水準を維持。
平成10（1998）年：国家備蓄は5,000万klを達成。以降、同水準を維持。
- 平成27（2015）年：分科会報告書において、数量ベースではなく日数ベースを備蓄水準とする考え方が示された。これを受け、石油備蓄目標を日数ベースに変更。国家備蓄は「産油国共同備蓄の2分の1と合わせて輸入量の90日分程度に相当する量」を確保することとした。



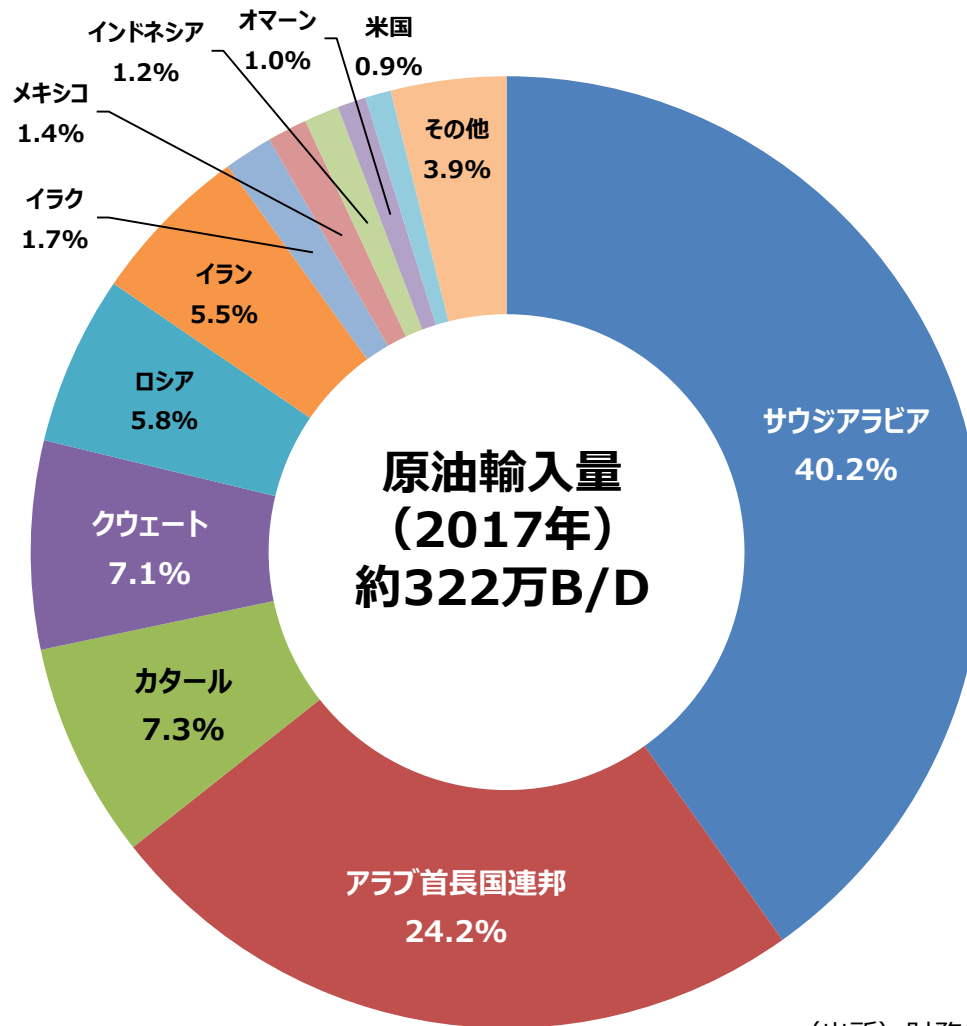
※石油備蓄量は年度末実績。民間備蓄、国家備蓄とも製品換算後ベース。表中の数字は日数（備蓄法基準）。資源エネルギー庁「石油備蓄の現況」を元に作成。

※民間備蓄量（日数）は、基準備蓄量（備蓄義務日数）と民間在庫量（日数）の合計。

2－3．石油備蓄を巡る昨今の情勢

- 我が国の原油輸入における中東依存度は約87%であり、中東情勢の不安定化等による原油調達の不確実性が高い。

我が国の原油輸入先内訳



(出所) 財務省貿易統計

2－4．今年度以降5年間の石油備蓄目標の考え方

(1) 目標設定の基本方針

- 国内における石油製品需要は減少が見込まれている一方で、我が国の石油輸入における**中東依存度の高さや供給途絶リスク**を踏まえれば、**万全の備えを維持**していくべき。今後も有事における国民生活を支えるため、**現状の石油備蓄水準を維持**していくべき。

(2) 目標設定の前提

【民間備蓄】

- 石油備蓄法令により、石油精製業者等の基準備蓄量の合計は、**我が国の石油の消費量の70日分**と定められている。

【国家備蓄（及び産油国共同備蓄）】

- 国家備蓄はこれまで約5,000万klの数量を維持してきたが、平成27年7月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告書において、数量ベースではなく日数ベースを備蓄水準とする考え方が示され、平成27年度策定の石油備蓄目標においても、国家備蓄は「**産油国共同備蓄の2分の1と合わせて輸入量の90日分程度に相当する量**」と確保することとされたところ。

2－5．2018年度～2022年度の石油備蓄目標（案）

①備蓄の数量

民間備蓄：消費量の70日分に相当する量。

国家備蓄：産油国共同備蓄の2分の1と合わせて輸入量の90日分程度に相当する量。

②新たに設置すべき貯蔵施設の数量 なし

2-6. (参考) 備蓄対象の燃料油の今後の国内需要見通し

- 我が国の備蓄対象の燃料油（電力用を除く）の需要は、今後5年間で9.5%の減少見込み。

燃料油の需要見通し(製品別)

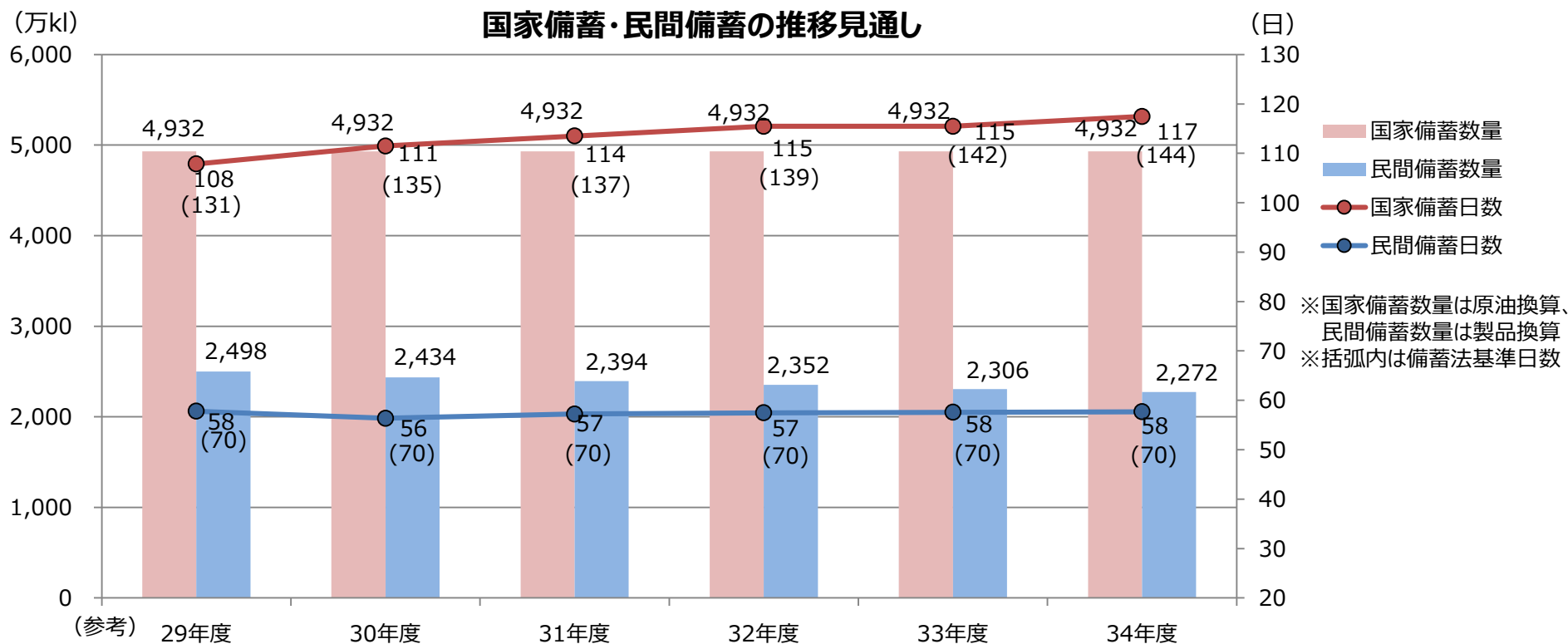
	実績見込	見通し					年率	全体
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	H29/H34	H29/H34
ガソリン	51,686 —	50,591 ▲2.1%	49,640 ▲1.9%	48,391 ▲2.5%	47,203 ▲2.5%	45,929 ▲2.7%	▲2.3%	▲11.1%
ジェット燃料油	5,240 —	5,234 ▲0.1%	5,229 ▲0.1%	5,228 ▲0.0%	5,195 ▲0.6%	5,190 ▲0.1%	▲0.2%	▲1.0%
灯油	16,936 —	15,486 ▲8.6%	14,995 ▲3.2%	14,698 ▲2.0%	14,332 ▲2.5%	13,965 ▲2.6%	▲3.8%	▲17.5%
軽油	33,678 —	33,726 0.1%	33,809 0.2%	33,712 ▲0.3%	33,731 0.1%	33,776 0.1%	0.1%	0.3%
A重油	11,404 —	10,916 ▲4.3%	10,469 ▲4.1%	10,151 ▲3.0%	9,846 ▲3.0%	9,556 ▲2.9%	▲3.5%	▲16.2%
一般用B・C重油	5,090 —	4,738 ▲6.9%	4,471 ▲5.6%	4,227 ▲5.5%	4,018 ▲4.9%	3,846 ▲4.3%	▲5.4%	▲24.4%
電力用C重油	7,170 —	—	—	—	—	—	—	—
電力用原油	—	—	—	—	—	—	—	—
備蓄対象の燃料油計 (電力用を除く)	124.034	120,691 ▲1.7%	118,613 ▲1.9%	116,407 ▲1.8%	114,325 ▲1.8%	112,262 ▲1.8%	▲1.9%	▲9.5%

※実績見込及び見通しの上段の数字は燃料油内需量(千kl)。下段の数字は対前年度比(%)。

※「2018年度～2022年度石油製品需要見通し【燃料油編】」(総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会石油・天然ガス小委員会石油市場動向調査WG(平成30年4月5日)資料)を基に作成。なお、電力用C重油及び電力用原油は、需要見通しを策定していないため記載していない。

2-7. (参考) 今後の国家備蓄の日数の見通し

- 国家備蓄は、現状の備蓄数量（約5,000万kl）を維持し続けた場合、日数ベースにおいて目標の「産油国共同備蓄の2分の1と合わせて90日分程度」を十分に超える可能性がある。
- 今後、国内の石油需要の減少傾向を踏まえ、エネルギー安全保障を取り巻く世界情勢、油価、行政の効率化等を勘案しながら、保有数量の削減を検討していく。
- さらに、緊急時における石油の安定供給の確保を前提としつつ、国家備蓄基地・原油を有効活用する方策（例：民間事業者基地の一部を貸与するなど）について検討していく。



※国家備蓄数量は原油換算、民間備蓄数量は製品換算。また備蓄日数はIEA基準日数（括弧内は備蓄法基準日数）。

※IEA基準の備蓄日数算出に使用する1日当たりの輸入量は、平成29年度分は平成28年実績に基づき、また平成30年度分は平成29年実績に基づき経済産業省が算出。平成31年度以降分は平成29年実績に需要予測の需要減率を考慮して経済産業省が算出。備蓄法基準の備蓄日数算出に使用する1日当たりの需要量は、需要予測を基に算出。

3-1. 我が国のL Pガス備蓄の現状

- 我が国のL Pガス備蓄は、①国が保有する「**国家備蓄**」と、②石油備蓄法に基づきL Pガス輸入業者が義務として保有する「**民間備蓄**」で構成される。

- ・国家備蓄：140万トン（50日分）
- ・民間備蓄：150万トン（54日分）

（平成30年3月末時点）

（参考）我が国の国家備蓄L Pガスの蔵置場所



七尾（石川県）
施設容量 25万ト
備蓄方式 地上低温

倉敷（岡山県）
施設容量 40万ト
備蓄方式 地下常温

福島（長崎県）
施設容量 20万ト
備蓄方式 地上低温



波方基地

（上：地上設備、
下：地下岩盤貯槽）

波方（愛媛県）
施設容量 45万ト
備蓄方式 地下常温



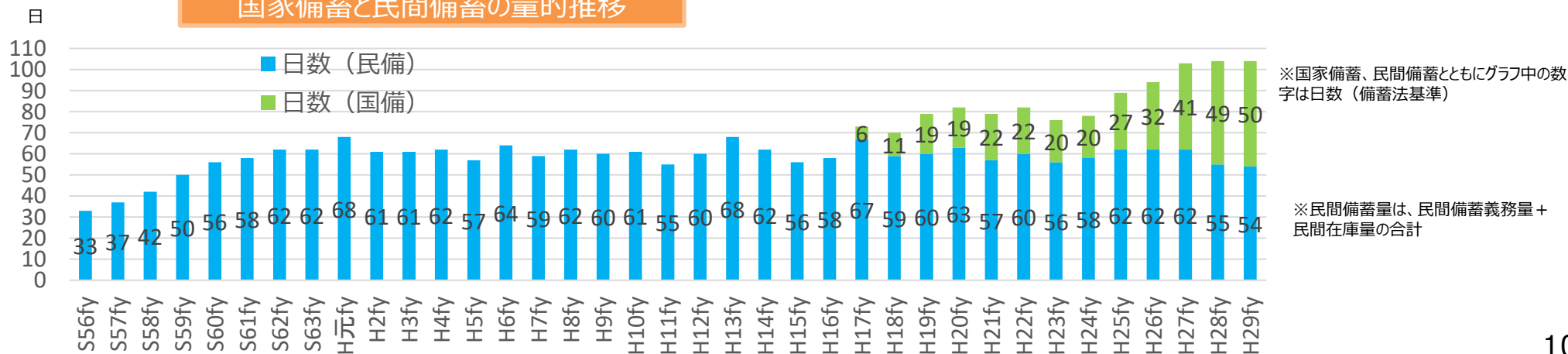
七尾基地

神栖（茨城県）
施設容量 20万ト
備蓄方式 地上低温

3-2. 我が国のLPガス備蓄の歴史

- 昭和56（1981）年：昭和52年のサウジアラビアのプラント事故による輸入量激減等を踏まえ、審議会報告を受けて、石油備蓄法を改正しLPガス輸入業者に**民間備蓄義務（50日）**を開始。
- 平成元（1989）年（昭和63（1988）年度末）：50日備蓄が達成。
- 平成4（1992）年：平成3年の湾岸戦争による輸入の一時中断等を踏まえた審議会報告を受けて、**輸入量40日相当の150万トンのLPガス国家備蓄の目標**を策定。
- 平成17（2005）年：国家備蓄基地（地上3基地）の完成。ガス購入開始。
- 平成25（2013）年：国家備蓄基地（地下2基地）の完成。ガス購入開始。
- 平成29（2017）年：7月に**輸入量の50日分程度に相当する量に国家備蓄目標**を変更。
- **平成29（2017）年**：11月に倉敷（地下）基地へのガス蔵置を以て、国家備蓄目標を達成。
- 平成29年(2017)年：12月に石油備蓄法施行規則改正。**民間備蓄義務日数を40日に引き下げ**（30年2月より適応）

国家備蓄と民間備蓄の量的推移



3-3. LPガス備蓄を巡る昨今の情勢①

- 電力用途を除いた2018（平成30）年度LPガス需要見通しは2017（平成29）年度実績見込比+0.4%の約1,433万トン、2022年度は-0.3%の約1,423万トンとなる見通し。
- 本需要見通しを基に試算される輸入量によれば、国家備蓄として蔵置している約140万トンは、今後5年間に亘り、50日分程度を満たす見込み。

液化石油ガスの需要見通し

(注1) 上段の数字は液化石油ガス内需量 単位：千トン
(注2) 下段の数字は前年度比 単位：%

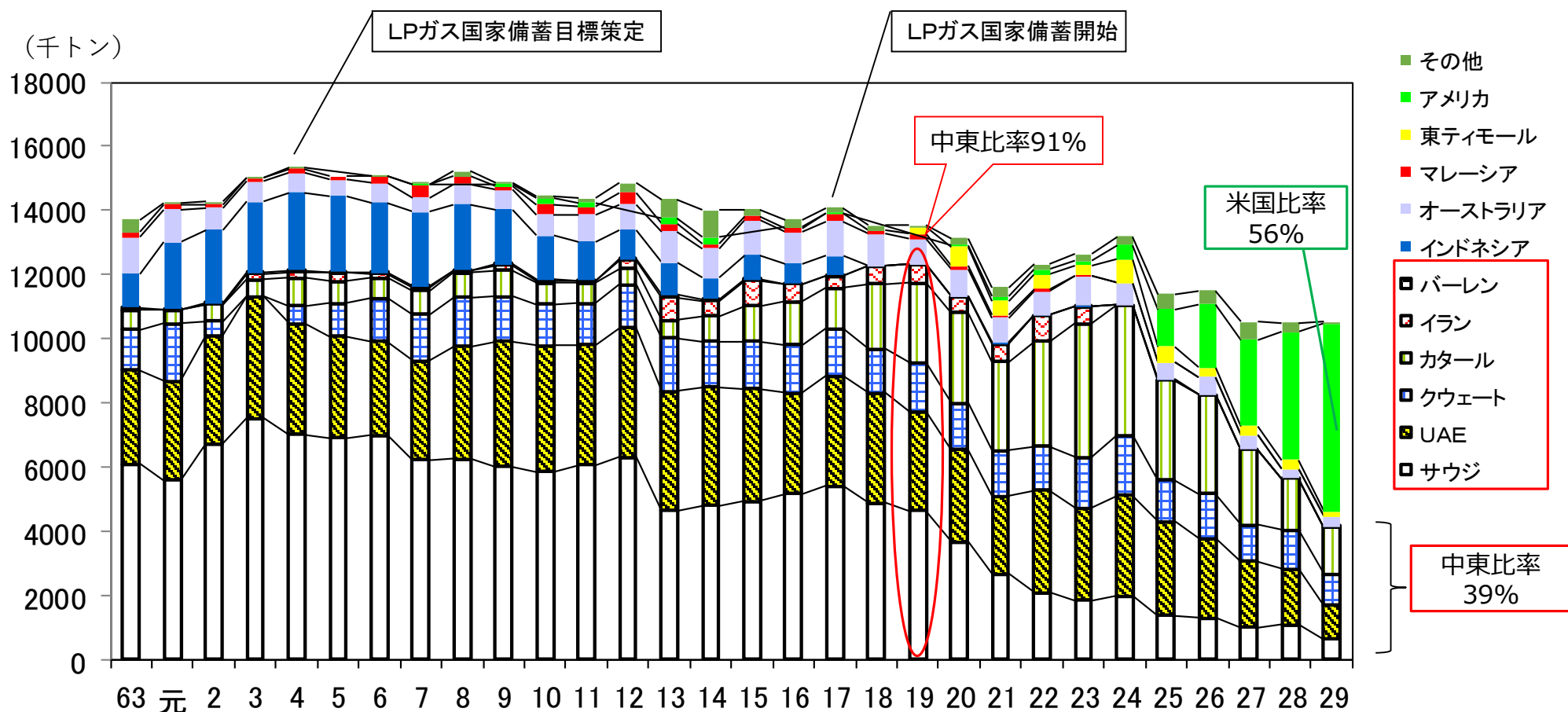
部 門	年 度		実 績	実績見込	見 通 し				年率	全体	構成比	
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2017/ 2022	2017/ 2022	2017	2022
家庭業務用	6,297	6,275	6,406	6,130	6,096	6,012	5,969	5,924	▲1.6%	▲7.5%	44.9%	41.6%
		▲0.3%	+2.1%	▲4.3%	▲0.6%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.8%				
工業用	3,057	3,030	3,136	3,153	3,161	3,171	3,186	3,207	+0.4%	+2.3%	22.0%	22.5%
		▲0.9%	+3.5%	+0.5%	+0.3%	+0.3%	+0.5%	+0.7%				
都市ガス用	964	995	1,096	1,233	1,297	1,386	1,432	1,472	+6.1%	+34.3%	7.7%	10.3%
		+3.2%	+10.2%	+12.5%	+5.2%	+6.9%	+3.3%	+2.8%				
自動車用	1,045	985	962	905	862	823	782	745	▲5.0%	▲22.6%	6.7%	5.2%
		▲5.7%	▲2.3%	▲5.9%	▲4.8%	▲4.5%	▲5.0%	▲4.7%				
化学原料用	2,698	2,572	2,674	2,904	2,877	2,888	2,885	2,883	+1.5%	+7.8%	18.7%	20.3%
		▲4.7%	+4.0%	+8.6%	▲0.9%	+0.4%	▲0.1%	▲0.1%				
需要合計 (電力用除く)	14,061	13,857	14,274	14,325	14,293	14,280	14,254	14,231	▲0.1%	▲0.3%	100.0%	100.0%
		▲1.5%	+3.0%	+0.4%	▲0.2%	▲0.1%	▲0.2%	▲0.2%				
参 考	電力用	168	294	155	—	—	—	—	—	—	1.1%	—
	需要合計 (電力用込み)	14,229	14,151	14,429	—	—	—	—	—	—	101.1%	—
			▲0.5%	+2.0%								

※「2018～2022年度石油製品需要見通し液化石油ガス編」（総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会石油・天然ガス小委員会石油市場動向調査WG資料）を基に作成。なお、電力用は、需要見通しを策定していない。

3-3. LPガス備蓄を巡る昨今の情勢②

- 近年、米国からの輸入（平成29年度は米国が56%で第1位）に伴い、中東依存度は、ピークの平成19年度91%から平成29年度39%に低下。

LPガスの輸入量と中東依存度



3－4．今年度以降5年間のL Pガス備蓄目標の考え方

(1) 目標設定の基本方針

- 国内におけるL Pガス需要は微減することが見込まれるが、我が国のL Pガス輸入における **供給途絶リスク**を踏まえれば、**万全の備えを維持**していくべき。
- 今後も有事における国民生活を支えるため、**国家備蓄と民間備蓄を合わせて90日**となる備蓄水準を保持する。

(2) 目標設定の前提

【民間備蓄】

- 石油備蓄法令によりLPガス輸入業者の基準備蓄量の合計は、我が国LPガス**輸入量の40日**と定められている。

【国家備蓄】

- 平成29年6月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告書において「これまでの数量ベースから日数ベースに変更することとし、これまで150万tを目標に備蓄増強を行ってきたことを踏まえ、これに相当する**輸入量の50日分程度**の量とする」とした。

3－5. 2018年度～2022年度のL Pガス備蓄目標（案）

①備蓄の数量

民間備蓄：輸入量の40日分に相当する量

国家備蓄：輸入量の50日分程度に相当する量

②新たに設置すべき貯蔵施設の数量

なし